1

基礎知識

確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和元年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① 基準期間(平成 29 年分)の課税売上高が 1,000 万円を超える方(下の図1を参照)
- ② 基準期間 (平成 29 年分) の課税売上高が 1,000 万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①及び②に該当しない場合で、特定期間(平成 30 年1月1日から平成 30 年6月 30 日までの期間)の課税売上高が 1,000 万円を超える方(下の図2を参照) なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額 の合計額によることもできます。

【図1】 平成 29 年 令和元年 平成 30 年 (基準期間) (課税期間) 課税売上高 1,000万円超 課税事業者 【図2】 平成 30 年 平成 29 年 令和元年 (基準期間) 【特定期間】 1/1~6/30 (課税期間) 課税売上高 課税売上高(※) 1,000万円以下 1,000万円超• 課税事業者 ※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に 代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

○ 上記①~③のいずれかに該当する場合は、令和元年分の課税売上高が1,000万円以下であって も、令和元年分の確定申告が必要となります。

○ 簡易課税制度は、基準期間(平成29年分)の課税売上高が5,000万円以下で、平成30年12月 末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している個人事業者の方に適用されます。 ※ 中小事業者は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に、「消費税簡易課税選択届出書」 を提出し同制度を適用することが可能です。詳しくは51ページをご覧ください。

消費税・地方消費税の納付税額

■簡易課税制度を適用した場合の、消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の 課税売上げに係る ー (課税売上げに係る × みなし) 消費税の 消費税額 消費税額

■一般的な消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の 課税期間中の 課税売上げに係る ー 課税仕入れに係る = 消費税の納付税額 消費税額 消費税額

■地方消費税の納付税額の計算方法

消費税の納付税額 × 地方消費税率 = 地方消費税の納付税額

消費税及び地方消費税と所得税の違い

■消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れの金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。さらに、消費税の納付税額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

■所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

用語解説

基準期間

課税事業者となるか免税 事業者となるか、また、 簡易課税制度を適用でき るかどうかの判断をする、 基準となる期間です。

個人事業者の方の基準期 間は、課税期間の前々年 をいいます。

課税期間

消費税及び地方消費税の 納付税額を計算する基礎 となる期間です。

原則として、個人事業者 の方の課税期間は、暦年 (1月1日から12月31 日)をいいます。

課税売上高

消費税が課税される取引 の売上金額(消費税及び 地方消費税を除いた税抜 金額)と、輸出取引など の免税売上金額の合計額 です。

返品、値引きや割戻し等 に係る金額がある場合に は、これらの合計額(消 費税及び地方消費税を除 いた税抜金額)を控除し た残額をいいます。

ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、平成29年が免税事業者の場合、その売上げ(非課税売上げ等を除く)が、そのまま平成29年分の課税売上高となります(税抜処理は行いません)。

課税売上げ

「課税売上げとは?」(4 ページ)を参照してくだ さい。

消費税の納付税額の計算

簡易課税制度では、課税売 上げに係る消費税額にみな し仕入率を掛けて、課税売 上げに係る消費税額から控 除する消費税額を計算しま す。

したがって、実際の課税仕 入れに係る消費税額を計算 する必要はありません。 基礎知識

確定申告の準備

雌定甲告の流れ

(W#THO

消費税の 税額計算

地方消費税σ 税額計算

その他の項目

告と納付

斤得税の決算額調整

ト書き用甲告書等

課税売上げとは?

次の4つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

- 1. 国内において行う取引(国内取引)であること
- 2. 事業者が事業として行う取引であること
- 3. 対価を得て行う取引であること
- 4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの(受取利息、土地(借地権等を含む)の売却 代金・賃貸収入、物品切手等(商品券、ビール券等)の販売代金など)や、社会政策的な 配慮から課税することが適当でない取引(医師の社会保険診療収入など)は課税売上げか ら除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価 として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引 といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等(商品券、ビール券等)の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の 50%(所得税では 70%)以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入(不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等)は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの(地代)及び住宅の貸付けに係るもの(住宅家賃)を除いて、 課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合や、 駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、 課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に 対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合(新たに車両を購入するために 下取りしてもらった場合も含む)の収入(下取りの場合は下取価格)は、課税売上げと なります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し 引いた残額ではなく、売却代金の全額となります。

ただし、土地(借地権等を含む)の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げ とはなりません。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取 引をいいます。

課税対象としてなじまないもの

- ○土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡 等
- 預貯金の利子及び保険料を対 価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る 役務の提供及び外国為替業務 に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び 社会福祉事業等として行われ る資産の譲渡等
- ○助産に係る資産の譲渡等
- 火葬料や埋葬料を対価とする 役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- ○住宅の貸付け

免税される輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権 の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供 (国内に所在する資産に係る運 送又は保管、国内における飲 食又は宿泊など一定のものを 除く)
- ④ 輸出物品販売場において行っ た免税対象物品の譲渡

50ページに課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

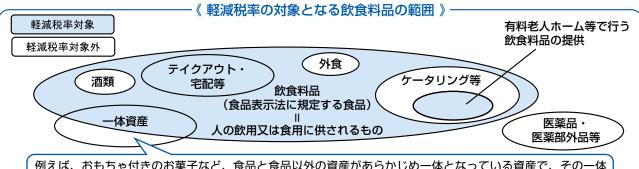
軽減税率制度

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率の対象品目

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡です。

①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)



例えば、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの。税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率対象(それ以外の場合は、軽減税率対象外)となります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

地方消費税の

その他の項目

14上幼伝

所得税の決質額調素

下書き用申告書等

■帳簿及び請求書等の記載と保存(令和元年10月1日~令和5年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、<u>これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等</u> (区分記載請求書等)の交付や記帳などの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称② 取引年月日③ 取引の内容④ 対価の額	 ① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引 ③ 取引の内容 する事業者が交付する請求書等には、⑤の 記載は省略できます。 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

- (注 1)区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書等保存方式の場合と同様に、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- (注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

○ 帳簿と請求書の記載例



摘要

(株)△△ 食料品 (※)

(仕入れ)

総勘定元帳

(株)△△ 雑貨

XX年

月日

2

<u>2</u>

※は軽減税率対象品目

11

11

税率の異なるごとに合計した税込金額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分 した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(株)(一)

22,000

21,600

貸方

借方